

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県文書規程（昭和60年3月新潟県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第65条関係）		別表第2（第65条関係）	
記 号	課 名	記 号	課 名
(略)		(略)	
ス ポ	ス ポ ー ツ 課	県スポ	県民スポーツ課
(略)		(略)	
観 企	観 光 企 画 課	観 企	交 流 企 画 課
国 観	国 際 観 光 推 進 課	観 振	観 光 振 興 課
(略)		(略)	